（様式２）

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和　８年　10 月　29 日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長　遠藤 賢也

１　契約の概要
港北水再生センター場内排水管緊急整備工事

２　履行（納品）場所
港北区大倉山七丁目４０番１号

３　契約日
令和８年 10 月９日

４　履行日又は履行期間
令和８年 10 月９日から令和９年５月 31 日まで

５　契約予定概算額
￥ 87,670,000. －

６　契約の相手方（名称及び所在）
名称　宮内建設株式会社　代表取締役　宮内　康治
所在　神奈川県横浜市緑区鴨居４－６３－５

７　当該随意契約を行わざるを得なかった理由
令和７年１月 28 日、埼玉県八潮市において道路陥没を伴う下水道管路の破損事故が発生しました。この事案を受け、国土交通省より全国特別重点調査の要請が発令されました。
テレビカメラ等を用いた調査の結果、返流水の返送先である菊名合流幹線が優先実施路線緊急度１と判定されました。
当該幹線は、構造的・社会的影響の観点から緊急度が高いと判断し、速やかな対策が必要とされるため、随意契約を締結します。

８　契約の相手方の選定理由
本市の工事入札資格を有している業者のうち迅速な対応が可能であり、本市発注工事の施工実績を有しているため。

9　所管課

下水道河川局施設整備課